

高齢者住宅バリアフリー化工事 ご利用の手引き

刈谷市

令和8年10月

自宅で暮らす高齢者が、自立した生活を維持し、介護が必要な状態とならないようにするために小規模なバリアフリー化工事をした場合、補助金の交付を受けることができます。

補助金の上限額が決まっていることや、一度施工すると原状回復が困難であることから、施工前に、生活動線の見直し等で問題を解決できないか、介護予防の観点から本当に有用かを考え、工事の必要性を十分に検討することが大切です。

1 高齢者住宅バリアフリー化工事費補助を受けられる人

下記のいずれにも該当する人

- ・65歳以上の高齢者で要支援・要介護認定を受けていない人
- ・基本チェックリストにより運動機能の低下等一定の基準に該当し、住宅改修が必要と認められる人

(介護保険で住宅改修を行ったことがある人、介護保険料の滞納がある人は除きます。)

2 バリアフリー化工事ができる住宅

上記1の人が居住している、住民登録された住所地に所在する住宅

3 補助の対象となるバリアフリー化工事の種類

次の(1)から(6)の改修工事(新築・増築の工事は対象外)で、地域包括支援センター職員が本人の心身や住宅の状況を確認した上で必要な工事であると理由書に記載したもの。

	工 事 種 別	内 容
(1)	手すりの取付け	転倒の予防や移動をスムーズに行うために取り付けるものです。 なお、取付けに工事を伴わない手すりは補助対象外です。
(2)	段差の解消	具体的には、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、床をかさ上げしたりするもの等があげられます。 なお、取付けに工事を伴わないスロープやすのこ等の設置や、昇降機等の動力による段差解消機器の設置は補助対象外です。
(3)	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	具体的には、畳・タイル等滑りやすい材質からフローリング・ビニル系材等滑りにくい材質への変更等があげられます。 なお、取付けに工事を伴わないものは補助対象外です。
(4)	引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に変更する取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も補助の対象となります。

(5)	洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える工事が対象となります。 なお、腰掛便座の設置は補助対象外です。
(6)	その他(1)から(5)の工事に付帯して必要となる工事	① 手すりの取付けのための壁の下地補強 ② 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強 ④ 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化工事を除く）や床材の変更

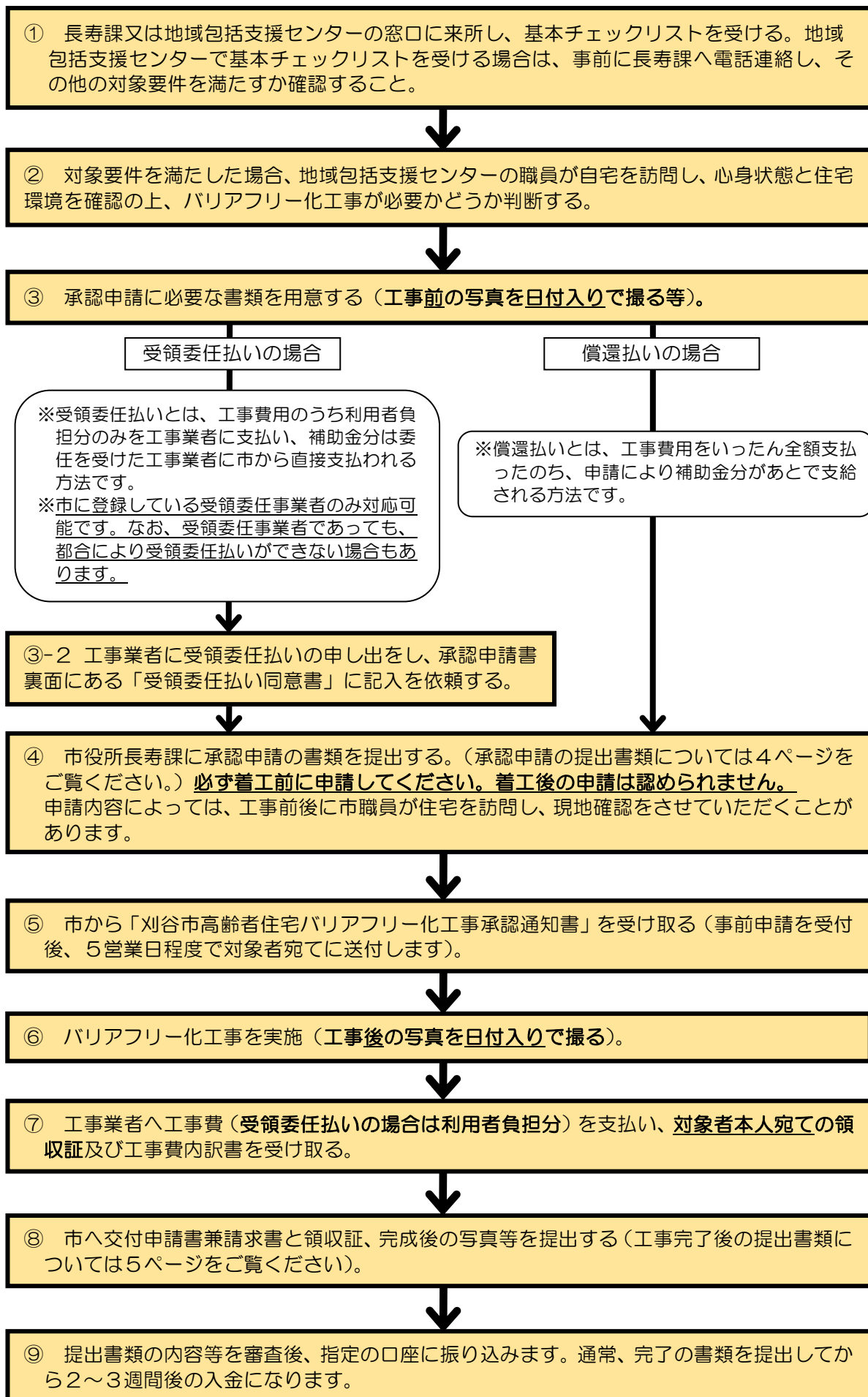
4 補助金の交付額

対象工事にかかった費用のうち10万円までについて、補助金の申請をすることができます。そのうち、介護保険と同様の基準で算定した割合（1～3割）を利用者が負担し、補助金として残りの7～9割が交付されます。ただし、補助を受けられるのは1人1回までです。

利用者負担割合（※）	補助金
3 割	7割分を交付（上限7万円）
2 割	8割分を交付（上限8万円）
1 割	9割分を交付（上限9万円）

※領収日時点の利用者負担割合が適用されます。負担割合は、刈谷市高齢者住宅バリアフリー化工事承認決定通知書に記載します。

5 バリアフリー化工事の実施方法



6 承認申請（着工前）に必要な書類

	提出書類	留意事項
1	刈谷市高齢者住宅バリアフリー化工事承認申請書 (受領委任払い制度を利用する場合) (申請書裏面) 受領委任払い同意書	着工前に申請すること。 ① 受領委任払いが可能な工事業者は、市に登録している受領委任事業者のみ。工事業者が受領委任払いに同意する場合、受領委任払いが可能となる。 ※ 受領委任事業者一覧は、刈谷市ホームページに掲載。 ② 承認申請前に工業者に申し出をすること。
2	基本チェックリスト	① 長寿課又は地域包括支援センターで実施。 ② 承認申請の1ヶ月前までに本人が受けたものを添付すること。 ③ 原本を提出すること（事業対象者の申請を同時に行う場合は長寿課へ相談）。
3	高齢者住宅バリアフリー化工事が必要な理由書	居住地区の地域包括支援センターの職員が申請者の心身の状態や住宅の状況を調査し、住宅改修の必要性を判断した上で作成すること。
4	工事費見積書	① 工賃と材料費を適切に区分すること。 ② 材料費については、材質・サイズなどの規格や数量・単価など詳細に記載すること。既製品を利用する場合は、必ず <u>定価が記載されたカタログのコピー</u> を添付すること。 ③ バリアフリー化工事の種類を明記すること。 ④ 「諸経費」という記載は避け、詳細に記載すること。 ⑤ 写真と照合できるように表示すること。 ⑥ <u>図面</u> 等を添付し、住宅内での改修箇所の位置や高さ、サイズ等が分かるようにすること。
5	工事前の写真	① <u>日付入りのカラー写真</u> であること。カメラに日付機能がない場合は黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れること。 ② 工事予定箇所全ての写真を提出すること。その際、工事見積書にある写真等番号と揃えること。 ③ 段差解消工事の場合は、段差の高さが分かるように定規等をあてて撮影すること。
6	(賃貸住宅の工事の場合) 所有者の承諾書	① 事前に住宅の所有者に承諾を得てから改修すること。 ② 賃貸住宅でなくても、改修にあたって所有者の承諾を必要とする場合は添付すること（別居親族の所有の住宅等）。

7 交付申請兼実績報告（工事完了後）に必要な書類

	提出書類	留意事項
1	刈谷市高齢者バリアフリー化工事費補助金交付申請書兼請求書	① 口座は原則対象者本人の口座であること。 （受領委任払いの場合は工事業者の口座であること。） ② 承認申請日、承認決定日、着工日、完成日を記載すること。 ③ 申請額の計算方法（例：1割負担の場合） $[申請額] = [対象額] \times 0.9$ （1円未満切捨）
2	（償還払いで、請求書の口座を対象者本人以外の口座にする場合） 委任状	① 氏名欄は自署又は記名押印すること。 ② 受領委任払いの場合、委任状は不要。 ※ 償還払いで、請求書の口座を対象者本人以外の口座にする場合に委任状が必要です。ただし、対象者が死亡している場合は、委任状は不要で相続人への振込となります。
3	領収証	① 宛名は対象者本人であること。 ② 印紙が適切に添付してあること。 ③ 原本とコピー両方を提出すること。 ④ 受領委任払いの場合は、利用者負担分の額であること。
4	工事費内訳書	① 工賃と材料費を適切に区分すること。 ② バリアフリー化工事の種類を明記すること。 ③ 「諸経費」という記載は避け、詳細を記載すること。 ④ 写真と照合できるように表示すること。 ⑤ 工事費見積書での代用は不可、工事費内訳書として新規に作成すること。 ※ 申請時の見積書に記載のない工事は認められません。また、申請時の見積書に記載した材料より高額な材料を使用した工事も認められません。
5	工事後の写真	① 日付入りのカラー写真であること（カメラに日付機能がない場合は黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れること）。 ② 改修箇所全ての写真を提出すること。その際、工事内訳書にある写真等番号と揃えること。 ③ 段差解消工事の場合は、改修後の段差の高さが分かるように定規等をあてて撮影すること。 ④ 工事前後を対比できるような写真であること。 【ポイント】 - 同方向から撮影する。 1枚で入りきらない場合は複数枚にわたってもよい。 - 使用した材料を判別できるように撮影する。 - 定規等をあてて撮影する。 - 目印になるものを入れて撮影する。

8 給付可否に関するよくある質問

高齢者住宅バリアフリー化工事費の補助は、利用者本人の能力を活かして在宅で自立した生活を継続できるようにすることを目的としています。また、税金を財源とした補助金であるため、工事は必要最低限の内容と金額に限られます。そのため、資産形成に繋がる住宅の新築・増築（リフォームを含む）に伴う工事や老朽化による修繕、趣味やリハビリのための工事は対象となりません。

市に多く寄せさせる質問を例示します。なお、実際に補助対象となるかは、個々の身体や住居の状況などの実態に応じて判断されるため、類似のケースでも補助の可否が異なることがあります。

✚ リフォーム工事を業者と契約したが、市から補助金が出ると言われたため申請したい。地域包括支援センターで理由書を書いてもらえばいいのか。

⇒高齢者住宅バリアフリー化工事費の補助は、まず基本チェックリストを実施して補助対象の基準に該当するかを確認した上で、地域包括支援センターの職員に心身の状態と住宅環境について相談し、自立した在宅生活の維持及び介護予防に有用な工事を検討します。その後、工事業者等も含めて実際の工事内容を決定します。そのため、元々予定されていた工事に後から補助金を適用させようとすることは不適切です。また、相談の結果、他のサービスの利用や生活動線の見直しによって、工事をせずに問題を解決できる場合もあります。住宅バリアフリー化工事費の補助を希望する場合は、最初に長寿課又は地域包括支援センターに相談してください。

✚ 玄関と勝手口や複数のトイレなど、同じ用途の場所への複数の工事は補助対象となるか。

⇒原則、同じ用途の場所は1か所のみが給付対象となります。

✚ 1階から2階に移動する際の階段に手すりを取り付ける工事は対象となるか。

⇒階段での移動は身体への負荷が大きく、転倒の危険性も高いため、まずは居室を1階へ移すなどの生活動線の見直しを行ってください。

✚ 浴槽をまたぐときの負担軽減のため段差解消を行いたい。浴槽の変更のために浴室全体（ユニットバス）ごと入れ替える工事は対象になるか。

⇒理由書から必要性が認められる改修部分のみ対象となります。ユニットバスメーカーが作成した金額の内訳を添付し、工事全体の価格から給付対象部分とそれ以外を按分した見積書を提出してください。

✚ 機能付き手すり（トイレトペーパーホルダーと一体化したもの、浴室のシャワーフック付きのものなど）は給付対象となるか。

⇒使用者の身体状況に適したものであれば、手すり部分の金額のみ支給対象となります。その場合、見積書とともに金額の内訳が明確に分かる根拠資料を提出してください。

✚ 申請に関して期限はあるか。

⇒チェックリスト実施後、1か月以内に承認申請を行い、承認決定後の1か月以内に着工してください。事情があって着工が遅れる場合は長寿課に連絡してください。また、工事の完了報告は、領収書に記載された領収日の翌日から5年以内に行ってください。

申請書等記入例

刈谷市高齢者住宅バリアフリー化工事承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

刈谷市長

申請者 住 所 刈谷市東陽町〇丁目〇番地
氏 名 刈谷 太郎

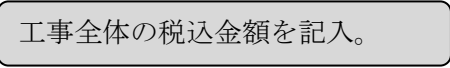
※自署または記名押印してください。

電話番号 (0566) 22-XXXX

下記のとおり申請します。

なお、対象者の負担割合の確認のため、市が対象者の属する世帯の世帯員の所得状況等を調査することに同意します。

記

対 象 者	フリガナ	カリヤ タロウ
	氏 名	刈谷 太郎
	住 所	刈谷市東陽町〇丁目〇番地
	生 年 月 日	昭和15年6月1日
住 宅 所 有 者 の 氏 名		刈谷 一郎（長男）
対 象 工 事	要する経費の額	78,540円 
	工 事 の 概 要 (内容、施工箇所、規模等)	手すり取付 …廊下2ヵ所、寝室・浴室各1ヵ所
	着 工 予 定 日	〇〇年〇〇月〇〇日
	施 工 業 者	名 称
担 当 者 氏 名		愛知 三郎
連 絡 先		(0566) 21-XXXX

- 備考 1 この申請書に基本チェックリスト、高齢者バリアフリー化工事が必要な理由書、見積書、工事前の写真及び平面図等を添付してください。
- 2 住宅の所有者が申請者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

受領方法（いずれかに○を付けてください）

☒ 受領委任払い	☐ 償還払い
---	----------------------------

受領委任払いの場合は、裏面の「受領委任払い同意書」に記入・押印してください。

受領委任払いの場合は、この「受領委任払い
同意書」に記入してください。
償還払いの場合は不要です。

(裏 面)

受領委任払い同意書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 住 所 刈谷市東陽町〇丁目〇番地

氏 名 刈 谷 太 郎

自署または記名押印

※自署または記名押印してください。

電話番号 (0566) 22-XXXX

この申請に係る介護給付費等の受領に関する権限を下記の事業者に委任します。

上記申請者に係る介護給付費等の受領について同意します。

なお、介護給付費等は、請求書類に記載の口座に振り込んでください。

受領委任登録番号 〇〇

所 在 地 刈谷市御幸町〇丁目〇番地

事 業 者 株式会社〇〇建設

代 表 者 代表取締役 三河 四郎

※自署または記名押印してください。

電話番号 (0566) 21-XXXX

高齢者住宅バリアフリー化工事が必要な理由書

対象者	氏 名	刈 谷 太 郎			現 地 確 認 日	○年○月○日		理 由 書 作 成 日	○年○月×日	
	住 所	刈谷市東陽町○丁目○番地			作 成 者 氏 名	長 寿 花 子 (介護支援専門員登録番号11111111号)				
	生 年 月 日	昭和15年6月1日	年 齢	○○歳	所 属 事 業 所 名	○○地域包括支援センター	属 事 業 所 の 電 話 番 号	0566-23-XXXX		

介護支援専門員登録番号を記載。
※介護支援専門員でない地域包括支援センター職員の場合は不要。

区分	①改善をしようとしている生活動作	②	③必要な改修内容
排泄	☐ トイレまでの移動 ☒ トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む。) ☒ 便器からの立ち座り (移乗を含む。) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他 ()	☐ できないことをできるようにする。 ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☒ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介助者の負担の軽減 ☐ その他 ()	☐ 便器の取付け ☐ トイレ内 () ☐ 浴室内 () ☐ (玄関) ☐ () ☐ () ☐ 段差の解消 () ☐ () ☐ ()
	☐ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む。) ☐ 浴室内部での移動 (立ち座りを含む。) ☐ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む。) ☒ 浴槽の出入 (立ち座りを含む。) ☐ 浴槽内部での姿勢保持 ☐ その他 ()	☐ できないことをできるようにする。 ☒ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☒ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介助者の負担の軽減 ☐ その他 ()	☐ 引き戸等への扉の取替え () ☐ () ☐ 便器の取替え () ☐ () ☐ () ☐ 滑り防止等のための床材の変更 () ☐ () ☐ ()
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☒ 上がりかまちの昇降 ☒ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入 (扉の開閉を含む。) ☐ 出入口から敷地外までの屋外活動 ☐ その他 ()	☐ できないことをできるようにする。 ☒ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☒ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介助者の負担の軽減 ☐ その他 ()	☐ () ☐ () ☐ その他 () ☐ () ☐ () ☐ ()
	☐ 出入口までの屋内移動 ☒ 上がりかまちの昇降 ☒ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入 (扉の開閉を含む。) ☐ 出入口から敷地外までの屋外活動 ☐ その他 ()	☐ できないことをできるようにする。 ☒ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☒ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介助者の負担の軽減 ☐ その他 ()	☐ () ☐ () ☐ その他 () ☐ () ☐ () ☐ ()
その他の活動		☐ できないことをできるようにする。 ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介助者の負担の軽減 ☐ その他 ()	

工事費見積書

住宅改修の種類は、下欄にある項目の数字を記入※括弧は自動で入力されます。
写真等番号は、工事写真台帳の通し番号と一致させる※No.は自動入力されます。

住宅改修 の種類	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称	商品名・規格・寸法等	改修全体			(再掲) 対象部分		算出根拠		
						数量	単価	金額	数量	金額			
(1)		浴室	手すり	インテリア・バー (L型)	A社製 AC111 (ステンレス製φ35:L=600×800)	1	本	16,000	16,000	1	本	16,000	L = 2000
				取付工賃		1	本	3,000	3,000	1	本	3,000	
(1)		廊下	手すり	長尺手すり	B社製 BD999-1 (木製φ35:L=4,000)	1	本	10,000	10,000	1	本	10,000	
				ブラケット	B社製 BD999-2	2	個	800	1,600	2	個	1,600	
				エンドホルダー	B社製 BD999-4	2	個	1,500	3,000	2	個	3,000	②の余り
				取付工賃		2	m	2,000	4,000	2	m	4,000	
(1)		廊下	手すり	長尺手すり	B社製 BD999-1 (木製φ35:L=4,000)	—	m	—	—	—	m	—	
				ブラケット	B社製 BD999-2	2	個	800	1,600	2	個	1,600	
				エンドホルダー	B社製 BD999-4	2	個	1,500	3,000	2	個	3,000	L = 2400+800
				取付工賃		2	m	2,000	4,000	2	m	4,000	
(1)		寝室	手すり	長尺手すり	B社製 BD999-1 (木製φ35:L=4,000)	1	本	10,000	10,000	1	本	10,000	
				ブラケット	B社製 BD999-2	2	個	800	1,600	2	個	1,600	
				エンドブラケット	B社製 BD999-3	1	セット	2,000	2,000	1	セット	2,000	1セット (2個入)
				コーナーブラケット	B社製 BD999-5	1	個	1,500	1,500	1	個	1,500	【左欄】改修全体には、全 体工事額を積算し、【右 欄】の(再掲)対象部分に は、介護保険の住宅改修の 基準を準用し、バリアフ リー化工事費補助金の対象 となる工事金額を再掲し、 積算します。 バリアフリー化工事費補助 金対象外の工事について は、(再掲)対象部分に記 入しません。
				取付工賃		3	m	2,000	6,400	3	m	6,400	
(2)	No.1	寝室	敷居	段差解消スロープ	C社製 CE234 (木製:1200×90×25)	1	本	2,700	2,700	1	本	2,700	
				取付工賃		1	本	1,000	1,000	1	本	1,000	
小 計									71,400			71,400	
諸 経 費									0			0	
消 費 税									7,140			7,140	
合 計									78,540			78,540	

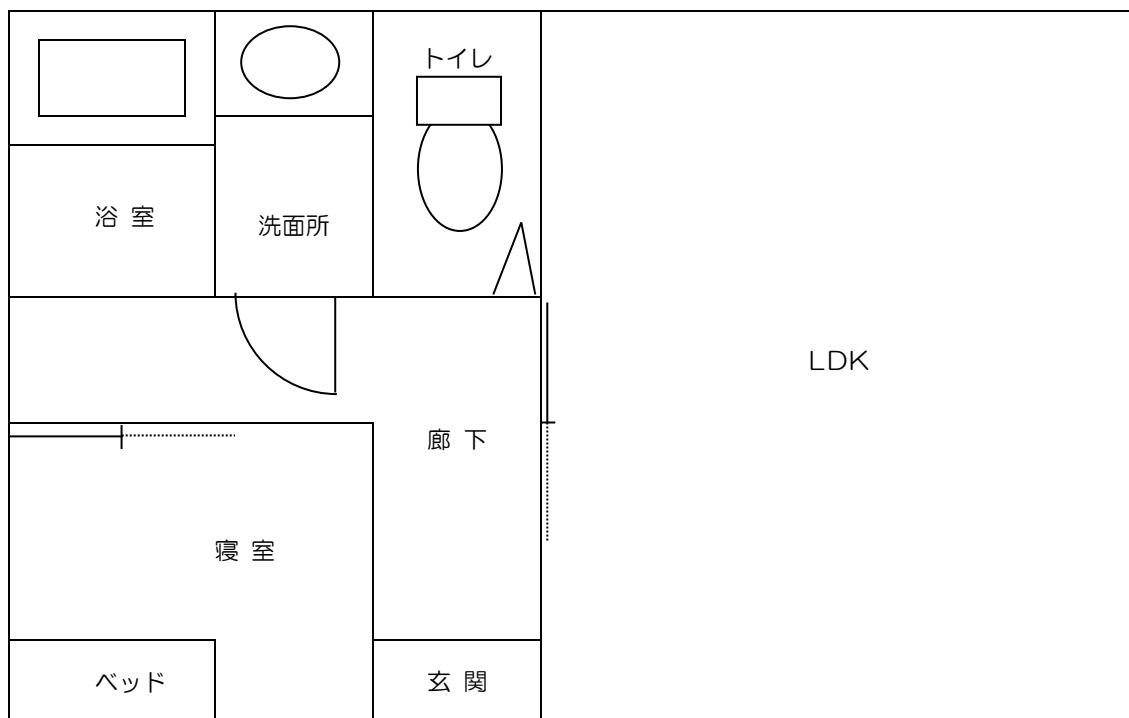
※改修全体の金額記入し、保険対象部分工事については、再掲欄にも記入してください。

住宅改修の種類 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

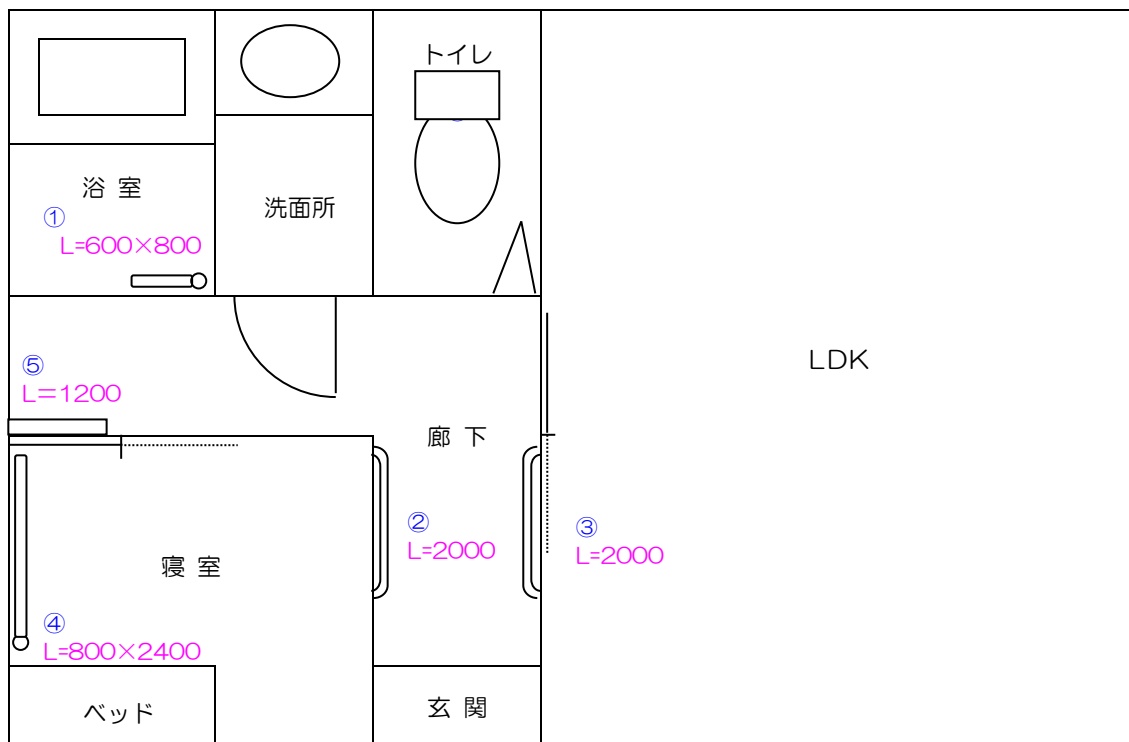
名称 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

図面サンプル

(1) 工事前



(2) 工事後



写真貼付用紙

※工事見積書の「写真等番号」に揃えること

被保険者氏名	刈谷 太郎	被保険者番号	0000011111	写真No.	①
住 所	刈 谷 市 東 陽 町 ○ 丁 目 ○ 番 地				
改 修 箇 所	居 間	対象工事種別	段差解消		
改 修 前		撮 影 日	〇〇年〇〇月〇〇日		

【写真撮影時のチェックポイント】

- 日付が入っていますか？
- 改修前の部分が全て確認できますか？
- 手すり…手すり取付予定部分が全て揃っていますか？
- 段差解消…段差があることが確認できますか？（定規等をあててください）
- 床材変更…床・通路が移動しにくいことが確認できますか？
- 扉変更…扉が開き戸等であることが確認できますか？
- 便器変更…改修が必要な便器が確認できますか？
- 付帯工事…付帯工事の必要箇所が確認できますか？



※写真は、それぞれ日付が入ったものとしします。日付機能のないカメラの場合は、黒板等に日付を記入し、撮影してください。

刈谷市高齢者住宅バリアフリー化工事費補助金交付申請書兼請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

刈谷市長

申請者 住 所 刈谷市東陽町〇丁目〇番地
氏 名 刈 谷 太 郎

下記のとおり申請します。

なお、交付が決定されたときは、補助金を請求しますので、下記の口座に振り込んでください。

記

承認申請日	〇〇年〇〇月〇〇日	承認決定日	〇〇年〇〇月〇〇日
着工日	〇〇年〇〇月〇〇日	完成日	〇〇年〇〇月〇〇日
申請額 (補助金の額)	70,686 円 (補助対象額×補助割合〔小数点以下切捨〕) 金額に関する訂正がある場合は、請求書を作り直してください。 例) 補助対象額 78,540 円、自己負担 1 割・補助割合 9 割の場合 78,540 円×0.9=70,686 円		

振込先口座

金融機関名	支店等名	預金種別	口座番号						
刈谷信用金庫	東陽支店	☒ 普通座 ☐ 当座	8	7	6	5	4	3	2
フリガナ	カリヤ タロウ								
口座名義人	刈 谷 太 郎								

原則、対象者本人の口座になります。ただし、受領委任払いの場合は、工事業者の口座を記入してください。

備考 この申請書に領収証、工事費内訳書及び工事後の写真等を添付してください。

領収証サンプル

領 収 証

刈 谷 太 郎 様

No. 12345

領収書の宛名は被保険者本人

金 額

¥ 7 8 5 4 0

印
紙

但 バリアフリー化工事（手すり・段差解消）

〇〇年〇〇月〇〇日 上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額 71,400

消費税額等（10%） 7,140

〒448-0821

刈谷市御幸町〇丁目〇番地

株式会社 ○ ○ 建 設

代表取締役 三河 四郎

受領委任払いの場合は工事費用から補助金額を差し引いた額を記入して下さい。

*工事費内訳書の記入例は、10 ページを参考にしてください。

写真貼付用紙

被保険者氏名	刈谷 太郎	被保険者番号	0000011111	写真No.	①
住 所	刈 谷 市 東 陽 町 ○ 丁 目 ○ 番 地				
改 修 箇 所	居 間	対象工事種別	段差解消		
改 修 後		撮 影 日	〇〇年〇〇月〇〇日		

【写真撮影時のチェックポイント】

- 日付が入っていますか？
- 改修後の部分が全て確認できますか？
- 手すり…手すり取付部分が全て揃っていますか？
- 段差解消…段差が解消したことが確認できますか？（定規等をあててください）
- 床材変更…床材等が変更されたことが確認できますか？
- 扉変更…扉等が変更されたことが確認できますか？
- 便器変更…改修後の便器が確認できますか？
- 付帯工事…付帯工事箇所が確認できますか？



写真は、それぞれ日付が入ったものとしてします。日付機能のないカメラの場合は、黒板等に日付を記入し、撮影してください。

高齢者住宅バリアフリー化工事
ご利用の手引き

令和8年10月1日

刈谷市役所

長寿課 介護認定給付係

TEL 0566-62-1013

E-mail choujyu@city.kariya.lg.jp